

情報提供の事務の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県情報公開条例(平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。)第31条に基づき、情報の提供に関する施策の充実を図るとともに、県民等の利便性の向上及び行政運営の効率化に資するため、条例による開示請求によることなく、行政文書を閲覧させ、又は写しの交付を行うための事務の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「情報提供」とは、条例第2条第2項に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)について、県民等の求めがあったとき、条例による開示請求によることなく、行政文書を閲覧させ、又は写しの交付を行うことをいう。

2 この要綱において「課長等」とは、奈良県行政文書管理規程(昭和36年3月奈良県訓令甲第1号)第2条第1号に規定する課及び同条第2号に規定する出先機関の長をいう。

(情報提供の実施)

第3条 課長等は、次に掲げる行政文書については、県民等の求めに応じ、条例による開示請求によることなく、情報提供をすることができる。

(1) 公表を目的として作成し、又は取得した行政文書

(2) 法令等に閲覧に係る規定はあるが写しの交付に係る規定がない場合において、写しを交付することができることが明らかである行政文書(当該行政文書の一部を区分して除くことにより写しを交付することができる場合を含む。)

(3) 前2号のほか、条例第7条各号のいずれにも該当しないことが明らかな行政文書

2 情報提供は、県民等に行政文書を閲覧させ、又は著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に抵触しない限りにおいて写しの交付を行うことにより実施する。

(費用徴収)

第4条 前条第2項の規定により写しの交付を行う場合においては、奈良県情報公開事務取扱要綱(平成13年3月30日制定)第3の10の例により費用を徴収するものとする。ただし、次に掲げる行政文書については、費用を徴収しないこととすることができる。

(1) 県の事務事業の広報や普及啓発を目的に作成された行政文書

(2) 県の事務事業の遂行上情報提供をする必要がある等の理由により、課長等が費用を徴収しないことが適当であると認める行政文書

(積極的な情報提供)

第5条 課長等は、多くの県民等から情報提供の求めがあると思われる行政文書については、県政情報センターに配架し、又はホームページへ掲載すること等により、より積極的な情報の提供を行うよう努めるものとする。

(他の制度との調整)

第6条 情報提供の事務の取扱いに関して法令、条例、規則、要綱(この要綱を除く。)等に特別の定めがある場合は、当該情報提供の事務の取扱いは、その定めによるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。